港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区(以下「甲」という。)と株式会社グリーバル(以下「乙」という。)は、令和2年4月1日付けで締結した「港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定」(以下「原協定」という。)第50条に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

- 1 原協定第5条に次の1号を加える。
 - (26)古川さくら児童遊園
 - ア 所在地 港区白金一丁目2番4号
 - イ 施設概要 500.08平方メートル
- 2 原協定第20条を次のように改める。

(個人情報の保護)

- 第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- 3 原協定別紙 1 「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1通を保有する。

令和5年4月1日

- 甲 港区芝公園一丁目5番25号港 区港区長 武 井 雅 昭 印
- 乙 港区芝一丁目12番7号株式会社グリーバル代表取締役 村 木 孝 印